



第2部 基本計画

(計画期間：平成17年度～平成21年度)

第1章 安心して子育てできる環境づくり

(1) 保育サービス等の充実

基本方針

少子化が進み子どもの数は少なくなっていますが、核家族化や共働き世帯の増加等に伴い、保育サービスの利用は増大しています。また、保護者の就労形態の多様化により、必要とされるサービスのあり方も多様化してきています。

このような中、子どもの幸せを第一に考えつつ、保護者のニーズの増大・多様化に対応できるよう、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、地域バランス等も考慮し、各種保育サービスを充実します。

また、「子育て家庭」といっても片働き家庭やひとり親家庭など多様化しており、それらすべての子育て家庭への支援を図るため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

施策の方向

① 保育サービスの充実

- 延長保育や休日保育等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- よりよい保育サービスを提供するため、保育環境の整備や保育士等の研修を行います。

《具体的施策》

◆数値目標等については、特に明示がない限り、「現状（平成16年度）」⇒「目標（平成21年度）」を表す。

施策番号	施策の名称	施策の内容
1	通常保育事業の充実	<p>保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で適切に保育するため、待機児童を発生させないように、入所希望状況などに応じた受入に努めます。</p> <p>◆受入可能数 6,800人/日 ⇒ 6,900人/日</p> <p>(注) 7時30分～18時までを通常保育として整理しています。</p>
2	延長保育事業の充実	<p>認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制整備に努めます。</p> <p>◆受入可能数、実施か所数 18:00～18:30 1,274人/日(45か所) ⇒ 1,400人/日(52か所) 18:30～19:00 762人/日(41か所) ⇒ 900人/日(48か所) 19:00～19:30 266人/日(12か所) ⇒ 320人/日(17か所) 19:30～20:00 218人/日(10か所) ⇒ 270人/日(15か所)</p> <p>(注) 18時～18時30分の時間帯については、通常保育として実施している保育所もあるため純粋な延長保育とは異なります。</p>

施策番号	施策の名称	施策の内容
3	休日保育事業の充実	日曜日・祝日に保護者が就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で受入れており、今後も利用者の動向を踏まえた事業の展開を図ります。 ◆受入可能数、実施か所数 50人/日(3か所) ⇒ 60人/日(4か所)
4	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。今後も、利用者の動向等を踏まえながら、未設置の校区や老朽化・狭隘化した施設等の整備を行っていきます。 ◆受入可能数、実施か所数 2,271人/日(41か所) ⇒ 2,500人/日(46か所)
5	第三者評価制度の推進	良質な保育サービスの提供をめざし、認可保育所のサービスの質などについて第三者機関による客観的な評価を行うなどの制度の研究を行い、導入に向けた取り組みに努めます。
6	保育士(認可保育所)研修の実施	認可保育所の保育士研修を実施し、保育士の資質及び指導力の向上を図ります。
7	保育所施設の整備	就学前児童の保育環境の充実を図るために、老朽化・狭隘化した公立保育所の整備・改修等や、民間保育所の改築等の際の支援などを行います。
8	園児と地域住民との交流促進	高齢者や異年齢児間の交流を図るため、各保育所や地域の状況に応じた事業の展開を促進します。
9	民間保育所等への支援	私立の認可保育所や無認可保育所等の民間保育所の保育サービス充実と経営の安定化を図るため、運営費等の支援を行います。

② 子育て支援サービスの充実

- 病児保育や一時保育、特定保育などの一時預かり型の子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育ての相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を実施します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
10	乳幼児健康支援一時預かり事業(病児保育事業)の充実	病中及び病気回復期にある児童を病院等において預かる病児保育デイサービスを実施しています。今後も地域バランス等を考慮しながら必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度に向けた検討を行います。 ◆受入可能数、実施か所数 6人/日(1か所) ⇒ 20人/日(2か所)

施策番号	施策の名称	施策の内容
11	一時保育事業の充実	<p>普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育しています。今後も利用者のニーズや地域エリア・バランス等を踏まえた事業展開を図ります。</p> <p>◆受入可能数、実施か所数 203人/日(23か所) ⇒ 213人/日(24か所)</p>
12	特定保育事業の推進	<p>保護者のパート就労等により、家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、週2~3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を実施します。</p> <p>◆受入可能数、実施か所数 (未実施) ⇒ 24人/日(24か所)</p>
13	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)の実施	<p>就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設で夜間に児童を預かり夕食や入浴の世話等を行っており、今後も継続して実施していきます。</p> <p>◆受入可能数、実施か所数 5人/日(1か所) ⇒ 継続する</p>
14	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の充実	<p>保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間(1週間程度)児童を預かっており、今後も利用状況に応じた受入施設の確保に努めていきます。</p> <p>◆受入可能数、実施か所数 10人/日(2か所) ⇒ 10人/日(3か所)</p>
15	ファミリーサポートセンター事業の推進	<p>子育ての支援を受けたい人で行いたい人が相互に会員となり、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する会員間の相互援助活動を支援する「ファミリーサポートセンター」を開設します。</p> <p>◆実施か所数(本部の設置か所数) (未実施) ⇒ 1か所</p>
16	エンゼル支援訪問事業(エンゼル応援隊・訪問支援)の実施	<p>出産後(退院後1か月以内)間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援(夫や親など)が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行います。多胎児の場合は利用限度日数等を多くしています。また、産後1年以内の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。</p> <p>◆年間延べ派遣回数 197回(見込) ⇒ 820回</p>
17	催事開催時の託児サービスの実施	<p>市が主催・共催する催事について、子育て中の保護者が参加しやすいよう、開催時間帯や曜日の設定に配慮するとともに、開催時に託児サービスを実施します。</p>

(2) 子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進

基本方針

核家族化や都市化の進行は、子育て家庭の孤立化（孤育て）や子育て力の低下、地域の子育て支援機能の低下などを招いています。

一方、インターネットを始め様々な媒体を通じて、非常に多くの子育て情報を簡単に手に入れることができるようになりました。しかし、保護者自身が少産少子時代に子ども期を過ごし、子どもと関わる経験や体験の不足などから、それらの情報の取扱いに戸惑いがみられます。

このような状況の中で、子育ての拘束感や配偶者等からの疎外感、社会からの孤立感などの要因もからみ合い、多くの保護者が子育てに不安や困難を感じています（図表30、31）。

子育てに悩みや心配はつきものですが、子育てに対する強い不安は児童虐待発生の危険性を高めるとともに、子どもの育ちに大きな影響を及ぼし、思春期の問題行動など長期的な問題の引き金となることも指摘されており、保護者に対する適切な支援が必要です。

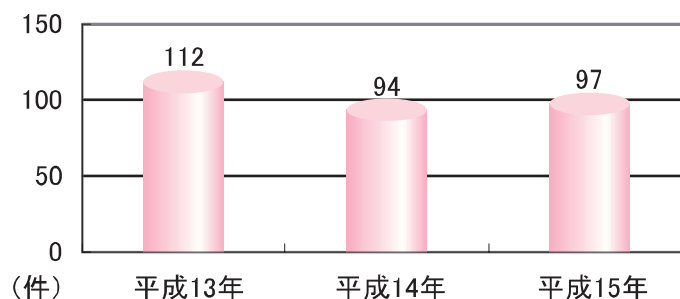
そこで、子育てに対する不安や負担感を軽減するため、子育てに関する情報提供・相談体制や家庭教育への支援の充実などを図ります。

また、近年、児童虐待が社会問題化していますが、久留米児童相談所にも児童虐待に関する相談が年間100件前後よせられています（図表40）。

児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などの様々な問題が複雑にからんでいることが指摘されています。

このため、保健・医療・福祉・教育・警察などの関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応から、保護・支援・アフターケアに至るまでの被虐待児・保護者への一貫した支援の体制づくりに取り組み、児童虐待の防止に努めます。

■図表40 児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移■



資料／久留米児童相談所調べ

施策の方向

① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

- 地域バランス等を考慮しながら地域子育て支援センターなどの子育て支援拠点の整備に努めるとともに、保育所の地域開放を推進し、身近な地域での情報提供・相談体制づくりを進めます。
- 子育て情報誌やホームページなど、多様な媒体を活用した情報提供を行います。
- 子育て支援総合コーディネーターの配置や子育て支援団体ネットワークづくり等により、子育て支援に関連する様々な情報を一元的に集約・提供するとともに、関係団体が連携して子育てに関する問題に対処できる仕組みづくりを進めます。
- 訪問指導や電話相談、乳幼児健診等の様々な機会を活用した子育てに関する情報提供・相談対応を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
18	地域子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の各種子育て支援事業を行っており、今後も地域バランス等を考慮しながら事業の充実を図ります。 ◆実施か所数 6か所 ⇒ 10か所
19	保育所の地域開放	保育所に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。
20	広報紙等での子育て関連情報の提供	市広報紙での特集掲載やチラシ・パンフレット等で子育て関連情報を提供します。
21	子育て関連情報誌の発行	各種手続きや保育・教育関連の事業、関連施設に関する情報等を記載した子育て情報誌などを発行します。
22	子育て支援ホームページによる情報提供	子育て関連情報を網羅した子育て支援ホームページを開設しており、適宜更新しながら適切な情報の提供や内容の充実に努めます。
23	子育て講演会の開催	保護者の子育てに伴う不安や悩みを解消・軽減するために、保育・教育・医療等の専門家による講演会等を開催します。
24	家庭子ども相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応していきます。
25	各種子育て相談の充実	保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、保育所や地域子育て支援センター、子育て交流プラザ「くるるん」等の関係機関において、電話や窓口等で子育ての相談に対応します。
26	子育て支援総合コーディネーターの配置	子育て支援総合コーディネーターを配置し、様々な子育て関連情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供やサービスの利用援助等の支援を行います。
27	子育て支援団体(サークル等)のネットワーク化の推進	多様化する市民のニーズに的確に対応するため、子育てに関係する団体(サークルやボランティアグループ等)のネットワーク化に努めます。

施策番号	施策の名称	施策の内容
28	母子保健事業を活用した子育てに関する情報提供・相談	母子健康手帳交付時や乳幼児健診などの母子保健事業の機会を活用し、子育てに関する情報提供や相談対応を行います。
再掲 16	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施	出産後（退院後1か月以内）間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援（夫や親など）が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行います。多胎児の場合は利用限度日数等を多くしています。また、産後1年以内の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。

② 家庭教育への支援の充実

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。
- 各種講座等の開催にあたっては、男女がともに取り組む子育てなどの視点も踏まえるとともに、男女がともに学べる企画づくりや参加しやすい日時設定等に配慮します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
29	各種子育て教室の開催	主に乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する教室・講座を開催し、子育て不安の軽減と仲間づくりを支援します。なお、開催にあたっては、男女がともに子育てに取り組むなどの視点も踏まえていきます。
30	ブックスタート事業の実施	生後4か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、読書を介した親子のふれあい促進を図るため、本の読み聞かせに関する講座を実施します。また、保護者間の交流や育児相談の時間を設け、子育て不安の解消などにも努めます。
31	各種家庭教育学級の開催	学校や地域の公民館等の関係機関との連携のもと、主に小・中学生の保護者を対象に、家庭教育に関する講座や講演会を開催します。なお、開催にあたっては、男女がともに子育てに取り組むなどの視点も踏まえていきます。
32	家庭教育に関する情報提供及び支援	子どもの成長に応じた啓発冊子等により家庭教育に関する情報を提供します。また、地域の青少年育成団体などが実施する家庭教育の啓発に関する講演会などへの支援を行います。

③ 児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待に対する市民の関心を高め、その防止・早期発見につなげるため、児童虐待防止法の周知等の啓発を行います。
- 児童虐待や子育て不安に関する相談事業を行います。
- 子どもの目の前で配偶者等への暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる等、子どもへの被害が間接的なものについても児童虐待に含まれることから、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者からの相談への対応や一時保護などの支援を行います。
- 児童虐待の発生予防から早期発見、発見後の被虐待児及び保護者に対する支援等、児童虐待に対する総合的な対応を図るため、庁内関連部署間や関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークの構築に取り組みます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
33	児童虐待防止ネットワークの構築	虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、医療・保健・福祉・教育関連団体や、警察、久留米児童相談所等の専門機関との連携による児童虐待防止ネットワークの構築に取り組みます。 ◆取り組み年度 平成17年度から取り組む
34	児童虐待防止に関する啓発	市広報紙やパンフレットなどの様々な媒体を活用して児童虐待防止法等に関する情報を提供し、市民の児童虐待防止に対する関心を喚起します。
35	母子保健事業を活用した虐待の早期発見・予防	乳幼児健診や訪問指導等の母子保健事業の機会を活用し、虐待の早期発見や子育て不安の軽減による虐待予防に取り組みます。
36	民生委員・児童委員、主任児童委員による児童虐待防止対策の推進	民生委員・児童委員や主任児童委員による、児童虐待や子育てに関する地域での相談・援助活動の充実に努めます。
37	母子生活支援施設での緊急一時保護の実施	母子生活支援施設において、様々な事由により、緊急に保護する必要がある母子を一時的に保護します。
再掲 24	家庭子ども相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応していきます。
再掲 25	各種子育て相談の充実	保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、保育所や地域子育て支援センター、子育て交流プラザ「くるるん」等の関係機関において、電話や窓口等で子育ての相談に対応します。

(3) 地域で子育てを支える活動の促進

基本方針

子育ての基本は家庭にあります。全てを家庭だけで行うことはできません。地域で子育て家庭を見守り、必要に応じて支援していくことが重要です。次代を担う子どもを育むことは、地域社会の担い手を育てることでもあり、重要な役割です。近年では、都市化・核家族化等の影響により、地域のつながりが希薄化し、従来、地域が備えていた子育て支援機能が低下していることが指摘されています。

本市では、子育ての孤立化が目立つところもあれば、住民同士の関わりが強く子育て支援が日常的に行われているところもあります。それぞれで子育て支援の状況は異なりますが、大半の保護者は地域の人が何らかのかたちで子育てに関わってくれることを期待しています(図表36)。

また、同じ悩みを持つ保護者同士で悩みを分かち合うことが、不安や悩みの解決のための重要な手段となっており、身近な地域で保護者同士の交流を進めることも大切です。

このため、地域の住民や子育て支援団体等と連携して、保護者同士の交流促進や、地域住民による子育て支援意識の高揚及び支援活動の促進を図り、地域で子育てを支える環境づくりを進めます。

施策の方向

① 保護者同士の交流の促進

- 子育て交流プラザや地域子育て支援センター、つどいの広場等において、保護者同士の交流を進めます。
- 子育てサークルの育成及び活動支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
38	つどいの広場事業の推進	主に就学前児童の保護者を対象に、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行うため、地域バランス等を考慮しながら事業展開を図っていきます。 ◆実施か所数 1か所 ⇒ 8か所
39	子育て交流プラザ「くるるん」の運営	子育て交流プラザ「くるるん」で、保護者同士の交流の場や子育てサークル等の活動の場を提供します。
40	子育てサークルの育成・支援	各種子育て講座等を活用して子育てサークルの育成を図ります。また、情報や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。
41	子育て支援基金の活用	子育て支援運用基金を活用し、子育て支援グループや子育てサークルの活動に対して助成を行います。

施策番号	施策の名称	施策の内容
42	子どもに関する団体の育成・支援	子ども会育成会やPTA活動等の社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を図ります。
再掲18	地域子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の各種子育て支援事業を行っており、今後も地域バランス等を考慮しながら事業の充実を図ります。
再掲19	保育所の地域開放	保育所に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。
再掲30	ブックスタート事業の実施	生後4か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、読書を介した親子のふれあい促進を図るため、本の読み聞かせに関する講座を実施します。また、保護者間の交流や育児相談の時間を設け、子育て不安の解消などにも努めます。

② 地域の子育て支援活動の促進

- 地域における子育て支援に関する広報啓発等により、子育てに対する理解・協力意識の醸成を図ります。
- 子育て支援ボランティア等の育成及び活動支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
43	地域子育て支援組織づくり	小学校区において、民生委員・児童委員、主任児童委員等を中心に地域の関連団体などとの連携により、地域で子育て支援に取り組む組織（すくすく子育て委員会）づくりを進めます。 ◆組織数 13か所 ⇒ 31か所
44	広報紙等での子育て支援意識の啓発	市広報紙や啓発冊子等により、子育て支援意識の啓発に努めます。
45	子育て支援に関する講演会の開催	市民の子育て支援意識の喚起を図るための講演会等を開催します。
46	子育て支援ボランティアの育成・支援	関係団体と連携して養成講座等を開催し、子育て支援ボランティアの育成を図るとともに、活動の場の提供等の活動支援を行います。また、情報交換やネットワークづくりなどを支援するためボランティアセンター等での情報収集・発信等の支援を行います。
再掲41	子育て支援基金の活用	子育て支援運用基金を活用し、子育て支援グループや子育てサークルの活動に対して助成を行います。

(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

基本方針

一言に「子育て家庭」といっても、その家庭のあり方は様々であり、それぞれの家庭で状況が異なることを踏まえた支援が必要です。

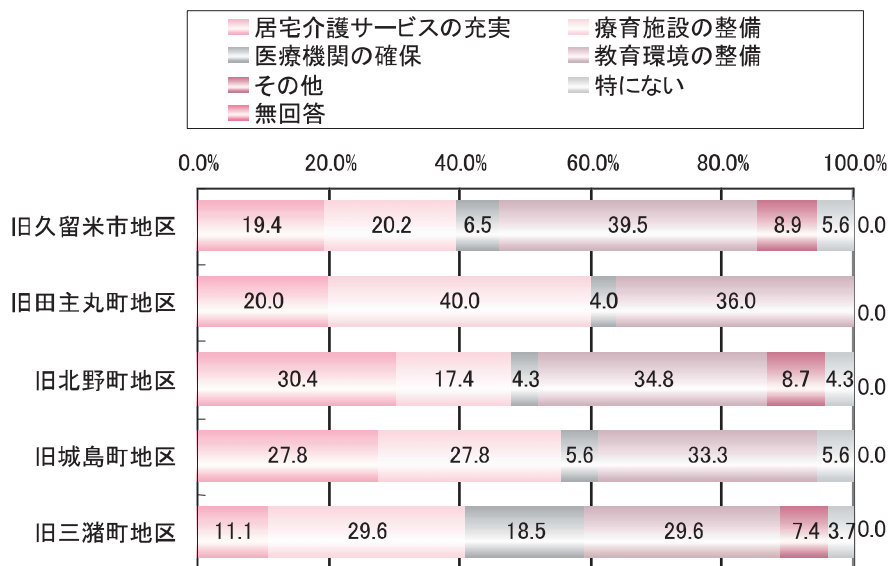
近年の離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭が急増しています。母子家庭は、就労や経済面で困難を抱える家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援等の総合的な自立支援対策の推進が必要です。一方、父子家庭では、家事と仕事の両立等の生活面での問題や相談相手がないなどの問題を抱える家庭が多く、日常生活面での支援や利用できるサービス等についての情報提供や相談が必要とされています。

また、障害のある子どもない子ども同じ地域でともに育つことができる環境づくりも子育て支援策として重要な課題です。

障害のある子どもへの支援としては、療育施設や教育環境の整備等が望まれており（図表41）、保健・医療・福祉・教育等の関連機関が連携し、障害の早期発見から、その後の子育て、就学、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

そこで、すべての子どもと子育て家庭を支援するという観点から、ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などに対する支援の充実を図ります。

■図表 41 障害のある子どもへの支援として必要なこと■



資料／次世代育成支援に関するニーズ調査〔小学生用〕（平成15年度）

施策の方向

① ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の子育てや生活全般に関わる相談・情報提供の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、生活支援や経済的支援、就労支援の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
47	母子・父子家庭等の相談の実施	母子自立支援員等により、母子家庭や父子家庭等の自立に必要な助言・指導や相談対応を行います。
48	雇用奨励金制度の活用	母子家庭の母親等の就労を支援するため、母子家庭の母親等を雇い入れた事業主に対して、奨励金を支給します。
49	母子家庭への就労支援	母子自立支援員により、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携しながら、就労のための情報提供などを行います。
50	母子・父子世帯の市営住宅への優先入居	住居に困っている母子家庭に対し、専用の募集枠を設け、市営住宅の提供を行います。また、母子・父子世帯については、一部を除き、通常の募集において5回目の応募で当選とします。
51	母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童をともに保護し、生活、教育、就職等の自立に向けた支援を行います。また、母子緊急一時保護も実施します。
52	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭の母親等に手当を支給します。
53	母子家庭等医療費の助成	母子家庭の母親及び児童、父母のない児童、一人暮らしの寡婦に対して医療費の一部を助成します。
54	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦家庭に対して、技能習得や就職支度に関する資金をはじめとする13種類の各種資金貸付を行います。
55	母子寡婦福祉団体の育成・支援	母子寡婦福祉会などの母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体の育成を図り、母子寡婦の福祉向上をめざした活動を支援します。
56	単親家庭入学準備資金の貸付	ひとり親家庭の児童が高校・大学等に入学するために必要な準備資金の貸付を行います。
57	単親家庭家事援助の実施	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、義務教育終了前の児童を養育するひとり親家庭に対して、炊事・洗濯・掃除などを行う家事援助者を派遣します。

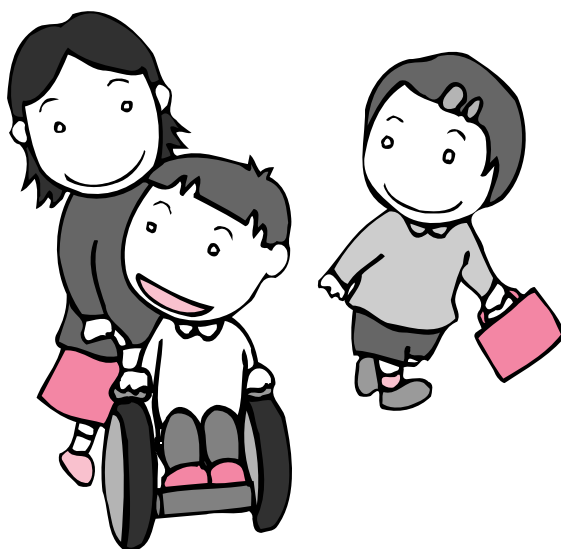
② 障害のある子どもと保護者への支援

- 障害の原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制、及び障害のある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。
- 在宅サービスを中心とした障害児（者）に対する福祉サービスの充実を図ります。
- LD（学習障害）や ADHD（注意欠陥・多動性障害）などの子どもに対し、適切な支援を行います。
- 障害のある子どもと保護者などに対し、総合的・計画的な施策の推進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
58	障害者基本計画の策定	久留米市の実態に応じた、新たな障害者基本計画を策定します ◆策定年度 平成18年度に策定
59	障害児に対する一貫した支援の推進	医療・福祉・教育等の関連分野が連携し、障害の早期発見からその後の就学、就労に至るまでの一貫した支援のあり方などについての調査・研究を行い、具体的な取り組みを進めます。
60	発達支援事業の推進	発達の遅れや障害のある乳幼児の発達を支援するため、幼児教育研究所において相談・療育・訓練に関する各種事業を行います。
61	障害児保育の推進	集団保育が可能な障害児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障害児の処遇の向上を図ります。
62	就学指導の実施	障害のある児童生徒の就学先について教育相談を実施します。
63	障害児学級（特殊学級）の設置	小・中学校に障害児学級（特殊学級）を設置し、障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象に、少人数の学級編成により障害に応じた教育を行います。
64	通級指導教室の設置	言語や行動面などに課題のある子どもに対して、週に1回程度個別指導を行い、発達を支援します。
65	養護学校の運営	障害が比較的重い児童生徒を対象に、障害に応じた教育を行います。
66	障害児教育進路指導事業の実施	養護学校高等部の生徒を対象に、進路指導の一環として、校内・外で実習を行います。
67	養護学校週5日制推進事業の実施	学校の土曜休業日に養護学校に通う児童生徒を対象に、各種レクリエーション・体験活動を行います。
68	フレンドスクール事業の実施	養護学校に通う児童生徒を対象に、学童保育を行います。
69	ショートステイ、デイサービス等の実施	在宅で生活する心身障害児（者）を対象に、家事援助者の派遣やショートステイ、デイサービス等による生活支援を行います。
70	重度身体障害児日常生活用具の給付	重度の身体障害児に対して、日常生活を容易にするため、浴槽や便器などの日常生活用具を給付します。

施策番号	施策の名称	施策の内容
71	身体障害児補装具の交付	身体障害児に対して補装具の交付及び修理を行います。
72	福祉タクシー料金の一部助成	重度の心身障害児（者）に対して、タクシーの基本料金を助成します。
73	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給します。
74	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時、特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。
75	重度心身障害児（者）医療費の助成	3歳以上の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成します。
76	特殊教育就学奨励費の支給	特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を補助します。
77	LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）等への対応	母子保健事業や各種子育て相談・教育相談、スクールカウンセラー等により、LDやADHD等の発達障害のある子どもに関する相談や支援を行います。
78	心身障害者扶養共済制度への加入支援	県の心身障害者扶養共済制度（保護者死亡後の心身障害者に終身年金を支給）の掛け金の納付が困難な場合に所得に応じて支援します。
79	障害者自立支援事業の実施	心身に障害がある児童生徒などの機能回復のため、発達援助法である心理リハビリテーションを実施します。
80	特別支援教育の充実	医療的ケアが必要な児童生徒に対し、学校において保護者が訪問看護制度を利用する場合の支援を行います。



(5) 子育てと仕事の両立の推進

基本方針

働く保護者にとって子育てと仕事の両立はたいへん重要な課題です。

ライフスタイルや価値観の多様化とともに就労に対する意識も変化し、仕事と家庭のバランスのとれた働き方を望む人が増えていますが、その一方で、「家庭より仕事を優先すべき」とする考え方も根強く残っています。

また、長引く景気の低迷等の影響により、残業等で長時間勤務を余儀なくされ、子育てに関わりたくても仕事の都合で難しい状況にある人も少なくありません(図表 17、図表 19～21)。そして、この傾向は、特に男性(父親)で顕著です。

このような状況の中、働く保護者の多くは、子どもと過ごす時間が少なくなることや、子どもの病気など緊急時に面倒を見てくれる人がいないことなどについて悩んでおり(図表19)、企業に対しては、緊急時に休暇がとりやすい環境づくりや妊娠・育児期間中の勤務軽減等が求められています(図表 38)。

そこで、男性を含めたすべての人が、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、これらを妨げている職場の慣行や固定的な性別役割分担意識等の是正をはじめ、男性を含めた働き方の見直し、育児休業の利用促進などについて、事業主・労働者双方の意識改革に努めるとともに、保育サービス等の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

施策の方向

① 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

- 労働者、事業主、市民に対して、働き方の見直し等に関する広報啓発や育児休業制度等の関係法制度に関する情報提供を行います。
- 事業主に対して、国等と連携しながら次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画について周知に努めていきます。
- 男女ともに、職業優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、子育てに喜びを持って関わられるように意識の啓発に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
81	子育てと仕事の両立に関する広報・啓発	労働者や事業主、市民に対して、次世代育成支援対策推進法や育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法律等について広報や啓発を行い、事業主や労働者を含めた市民の意識の醸成を図ります。 ◆育児休業制度導入事業所率(市内の10人以上の常用労働者雇用事業所) 67.4% ⇒ 増やす (注)現状は、久留米市賃金雇用実態調査(平成16年6月現在 旧久留米市地区のみ実施)より

施策番号	施策の名称	施策の内容
82	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰	子育てと仕事の両立支援啓発の一環として、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる市内の事業所を表彰します。また、子育て支援に積極的な事業所などを広報紙などで紹介していきます。
83	男女の協力による仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発	商工会議所などの経営者団体に協力を呼びかけて、男性を含めた働き方の見直しや育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについての広報・啓発に努めます。

② 子育てと仕事の両立支援

- 保育サービス・子育て支援サービスを充実し、働く保護者の子育てと仕事の両立支援を図ります。
- 出産や子育てのために退職した場合の再就職支援や労働相談等を実施します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
84	再就職支援のための啓発講座の実施	出産・子育てを機に退職した方を含め、再就職を希望する女性等を対象に、労働関連法等の関連制度や法令等の講座を開催します。
85	就業支援等に関する各種講座の実施	出産・子育てを機に退職した方を含め、再就職を希望する女性等を対象に、パソコン講座等の就職に役立つ技術の習得・向上に関する講座や、起業に関する講座等を開催します。
86	労働相談の実施	就職相談や職場環境に関する相談等、パートを含む労働問題全般についての相談に対応します。
再掲1	通常保育事業の充実	保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で適切に保育するため、待機児童を発生させないように、入所希望状況などに応じた受入に努めます。
再掲2	延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制整備に努めます。
再掲3	休日保育事業の充実	日曜日・祝日に保護者が就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で受入れており、今後も利用者の動向を踏まえた事業の展開を図ります。
再掲4	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。今後も、利用者の動向等を踏まえながら、未設置の校区や老朽化・狭隘化した施設等の整備を行っていきます。
再掲10	乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育事業）の充実	病中及び病後回復期にある児童を病院等において預かる病児保育サービスを実施しています。今後も地域バランス等を考慮しながら必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度に向けた検討を行います。
再掲11	一時保育事業の充実	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育しています。今後も利用者のニーズや地域エリア・バランス等を踏まえた事業展開を図ります。
再掲12	特定保育事業の推進	保護者のパート就労等により、家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を実施します。
再掲13	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の充実	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設で夜間に児童を預かり夕食や入浴の世話等を行っており、今後も継続して実施していきます。
再掲14	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間（1週間程度）児童を預かっており、今後も利用状況に応じた受入施設の確保に努めていきます。
再掲15	ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が相互に会員となり、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する会員間の相互援助活動を支援する「ファミリーサポートセンター」を開設します。

(6) 子育てに関わる経済的負担の軽減

基本方針

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題であり、ニーズ調査においても、就学前児童の保護者・小学生児童の保護者が子育て支援として行政に期待することの上位に「経済的支援の充実」があがっています（図表39）。

そこで、手当等の支給や保育料・教育費に関わる助成等を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ります。

施策の方向

① 各種手当等の支給

- 子育て家庭の生活支援の一環として、児童手当等の各種手当の支給や、医療費の助成などを行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
87	児童手当の支給	小学3年生までの保護者に対して、児童手当法に基づき、手当を支給します。
88	乳幼児医療費の助成	就学前児童の保護者に対して、医療費の一部を助成します。
再掲 52	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭の母親等に手当を支給します。
再掲 53	母子家庭等医療費の助成	母子家庭の母親及び児童、父母のない児童、一人暮らしの寡婦に対して医療費の一部を助成します。
再掲 73	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給します。
再掲 74	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時、特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。
再掲 75	重度心身障害児（者）医療費の助成	3歳以上の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成します。

② 保育料・教育費の負担軽減

■ 保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容
89	保育料の軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準から軽減を行い、独自の保育料を設定します。
90	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の所得に応じて、保育料を援助することで、幼稚園への就園を奨励します。
91	就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。
92	各種奨学金の支給	久留米市独自の奨学金制度をはじめ各種奨学金制度を活用し、経済的理由により進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します。
再掲 56	単親家庭入学準備資金の貸付	ひとり親家庭の児童が高校・大学等に入学するために必要な準備資金の貸付を行います。
再掲 76	特殊教育就学奨励費の支給	特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を補助します。

